

国民健康保険税Q&A

Q1) 世帯主の私に国民健康保険税の納税通知書が送られてきました。私は会社の社会保険に入っているのになぜですか？

A1) 国民健康保険税は、国保に加入している方のいる世帯の世帯主にかかります。世帯主が社会保険などに加入している場合でも、その世帯に国保加入者がいるときは世帯主が納税義務者になります。

この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。(この場合、世帯主の所得などは保険税の計算に含まれません。)

Q2) 無収入の申告をしたのですが、保険税がかかるのはなぜですか？

A2) 国民健康保険税は、加入者の所得や資産に応じて決まる部分と加入者の人数等に応じて決まる部分があります。所得等のない方については加入者の人数等に応じて均等割額、平等割額が支援金分や介護分に応じて課税されます。世帯全体(擬制世帯主を含む世帯主と被保険者)で所得の無い場合や一定所得以下の場合には、条件によって、それぞれ7割、5割、2割軽減される措置がありますが、その場合でも無税となることはありません。

Q3) 昨年・一昨年と無収入で町民税は課税されていません。今年の国民健康保険税が昨年よりも約2倍に高くなっていました。どういうことでしょうか？

A3) 約2倍高くなったということですので、考えられることは、昨年は、低所得世帯に対する国民健康保険税の減額措置として保険税の均等割額および平等割が7割、5割、2割減額されたのに対し、今年は、昨年、無収入であったことを申告していない等の理由で、低所得世帯かどうか判定できず、減額できないままになっている可能性が考えられます。

この場合、昨年の収入について、税申告をしていただき、低所得世帯に該当すれば、保険税の均等割額および平等割額が条件によって、それぞれ7割、5割、2割減額され、翌月の納期以降の分から保険税を減額します。(年齢が40才になった場合は介護保険料がかかりますので高くなる場合もあります。)

Q4) 永年勤めていた会社を退社し、今後は会社の任意継続保険に加入するか国保に加入するか迷っています。ちなみに国民健康保険税はいくらぐらいかかるのですか？

A4) 会社を退職され、ある一定の基準を満たしているとその社会保険の任意継続保険に加入できます。その金額は、社会保険の制度にしたがって決まっておりますので、前会社の担当者へ内容のご確認をしてください。

国民健康保険税の場合ですが、国保に加入している方全員の収入状況(前年度の収入)により、合算して世帯主宛に納税通知書をお送りすることになります。たとえば、平成29年度(29年4月1日から30年3月31日までの間)に加入されたのであれば、平成28年中の収入に対して保険税が賦課されますので、加入にあたってはよくご検討下さい。

Q5) 年度途中で国保に加入または国保を脱退した場合の保険税はどうなりますか？

A5) 年度途中で国保に加入または国保を脱退した場合の保険税は次のように月割で計算します。

(1)年度途中で国保に加入した場合

年度途中で国保に加入した場合の保険税は、その届出した月にかかわらず、国保の被保険者になった月から月割りで計算します。例えば、3月に会社を退職して何らかの都合で11月に国保加入の届け出をした場合、保険税は届け出をした11月から課税されるのではなく、会社を退職し、社会保険を喪失した3月から課税します。



(2)年度途中で国保を脱退した場合

年度途中で国保を脱退した場合の保険税は、その届出した月にかかわらず、国保の被保険者でなくなった月の前月分までを月割りで計算します。



Q6) 満65歳になります。国民健康保険税の納付方法が変わると聞いたのですが？

A6) 国民健康保険に加入している世帯主が65歳に到達し、一定の条件に該当すると年金特別徴収（支給される年金からの天引き）の方法により納付いただくことになります。

Q7) 勤め先の社会保険に加入しているのに国民健康保険税の納税通知書が届いたのですが、なぜですか？

A7)

(1)国民健康保険の脱退の届出をされている場合

お勤め先の社会保険に加入されるまでの間に、国民健康保険の加入期間がある場合は、加入月数分で計算した納税通知書をお送りしています。

(2)国民健康保険の脱退の届出をされていない場合

お勤め先の社会保険証と利尻富士町の国民健康保険証を持参していただき、福祉課国保衛生住民係で国民健康保険の脱退の手続きをしてください。国民健康保険税は手続きされた月の翌月に再計算した通知書をお送りいたします。過払い分はお返しますし、不足分はお支払いをお願いします。

Q8) 満40歳になります。国民健康保険税の金額に影響がありますか？

A8) 40歳に到達すると介護保険の2号被保険者に該当します。2号被保険者は、介護納付金に係る税額を国民健康保険税と一緒に納付いただくことになります。

40歳に到達した月から介護納付金分が課税されますので、40歳到達後、更正(増額)の納税通知書をお送りします。

※ 40歳に到達する日とは、民法および年齢計算ニ関スル法律により誕生日の前日とされています。

Q9) 満65歳になります。国民健康保険税の金額に影響がありますか？

A9) 65歳に到達すると介護保険の1号被保険者に該当します。1号被保険者は、市区町村に介護保険料を納めていただくことになります。

65歳に到達する月の前月までは、2号被保険者として介護納付金に係る税額を国民健康保険税と一緒に納付いただきます。

Q10) 75歳になります。国民健康保険税はどうなりますか？

A10) 75歳に到達すると国民健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度の加入者となります。よって国民健康保険税は75歳到達月の前月分まで課税され、75歳到達月以後の分については後期高齢者医療保険料を納めていただくこととなります。

なお、世帯主が75歳に到達した場合で、75歳到達以後、世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は今までどおり世帯主が納税義務者となります。